

一関市議会 産業建設常任委員会 記録

会議年月日	令和6年8月1日(木)			
会議時間	開会	午後3時28分	閉会	午後4時22分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 小野寺 道 雄		副委員長 佐 藤 敬一郎	
	委 員 齋 藤 禎 弘		委 員 猪 股 晃	
	委 員 岡 田 もとみ		委 員 小 山 雄 幸	
	委 員 千 田 恭 平		委 員 佐 藤 浩	
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	伊藤主任主事			
紹介議員	なし			
出席説明員	小野寺農林部長、菅原大東支所長、山谷産業建設課長、畠山農林係長、久保主任主事、槻山都市整備課副主幹、伊東都市整備課主任主査			
参考人	なし			
本日の会議に付した事件	所管事務調査 ・(仮称)国道343号渋民バイパス道の駅の整備について			
議事の経過	別紙のとおり			

# 産業建設常任委員会記録

令和6年8月1日

(開会 午後3時28分)

委員長 : ただいまの出席委員は8名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の委員会を開会します。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

お諮りいたします。

本日の所管事務調査に当たり、当局から農林部長、大東支所長の出席を求めたいと思  
います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議がありませんので、議長を通じて、所管部長等の出席を求めることとします。  
暫時休憩します。

(休憩 15:29~15:30)

委員長 : これより所管事務調査を行います。

初めに、(仮称)国道343号渋民バイパス道の駅の整備についてを議題といたします。

当局より説明を求めます。

菅原大東支所長。

大東支所長 : それでは、資料の(仮称)国道343号渋谷バイパス道の駅の整備についてを御覧い  
ただきたいと思います。

まず、1の工事の再開については私のほうから、2の今後のスケジュールについて以  
降は担当の山谷産業建設課長のほうから説明をさせていただきます。

1の工事再開についてということで、(仮称)国道343号渋民バイパス道の駅の整備  
に係る建築工事の契約変更議案については、本年市議会6月通常会議に提案したところ  
ですが、会議期間中に官製談合防止法違反などにより、当該工事の設計に関わった市職  
員及び当該工事の関連工事を受注した会社の元役員が逮捕されたことを受け、当該契約  
における不正の有無を含め精査するため、議案の撤回の請求を行い、承認をいただいた  
ところです。

また、工事についても、工事は建築、電気設備、機械設備と外構工事となります。

工事についても一時中止としていたものであります。

中止期間については、7月1日から8月5日ということで通知をしているところです。

その後、市において、関係職員に対する聞き取り並びに設計書の再検討と書いていま  
すが、再検証を行った結果、不正及び不審な点は確認できなかったことから、建設(建

築、電気、機械) 工事及び外構工事の再開に向け準備を進めているというような状況でございます。

では続いて、山谷課長のほうから説明いたします。

委員長 : 山谷大東支所産業建設課長。

大東支所産業建設課長: それでは私からは、2の今後のスケジュールについて説明を申し上げます。

1つ目の令和6年8月5日、来週の月曜日になりますが、市議会8月臨時会議において建築工事の請負契約の変更について提案いたします。

翌8月6日には工事を再開、同日になりますが、変更契約、工事中止期間の日数分について工期を延長するもので、工期については建築、電気、機械については10月31日まで、外構工事については10月15日までというようになります。

それから、令和6年9月になりまして、市議会9月通常会議では、1つ目、工事中止に伴い生じた費用について、予算の増額が必要な場合は補正予算及び契約変更、予算の増額を必要としない場合は専決処分の報告、または契約変更について予定しております。

2つ目は、地域資源活用総合交流促進施設条例、市の施設の分の条例ですけれども、その一部改正ということで、施行期日を令和6年10月1日から令和7年4月1日に改正するものでございます。

それから、令和6年12月には市議会12月通常会議、ここでは指定管理者の指定、それから令和7年2月には道の駅の登録申請ということで国土交通省のほうに申請します。

前回の常任委員会では令和6年8月の登録申請と説明しておりましたが、これについても令和7年の2月に変更ということにしております。

令和7年4月の道の駅オープンには変更はございません。

次のページに移ります。

各工事及び議会関係のスケジュールになります。

表の上段、建築関連事業については、今般の工事中止に伴い全て工期が延長となっております。

施設建設(建築・電気設備・機械設備)工事については、現時点では本年の12月中の完成、それから外構工事については令和7年3月の完了を見込んでおります。

それから太陽光・自家発電設備工事については8月の発注、それから施設の備品購入については10月発注を予定しており、いずれも令和7年3月完了と見込んでおります。

その下の議会関係については先ほど説明したので省略いたします。

なお、資料に記載はありませんが、6月11日、前回の産業建設常任委員会において建設工事の発注内容、当初から除いたもの、それから今回追加するものなどを整理しておくことというような御意見を賜りましたので、補足の説明をさせていただきます。

まず建築工事については、当初はレストラン部分の厨房機器の設備工事分と市が別に支給する木材などの分を除いて発注しております。

8月5日開催の8月臨時会議にて提案する請負契約の変更は、レストラン部分の厨房機器等の設備工事の追加と、市が別に支給した木材の数量に不足が生じたことなどによ

る追加として請負契約を変更するものであります。

それから電気設備工事の関係については、当初は太陽光・自家発電工事分を除いて発注しております。

太陽光・自家発電設備工事については、電気設備工事とは別の交付金を充てるため、当初から電気設備工事と分離して、別工事として発注することとしておりました。

今回の道の駅について、当初は10月頃のオープンとしておりましたが、太陽光・自家発電工事については、当初から、7月頃から12月頃までの工期としてオープン期間中の工事も想定しながら進めておったというような状況です。

なお、機械設備工事については当初から除いたもの等はございません。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

委員長 : 菅原大東支所長。

大東支所長 : 8月5日の臨時会議に提案する変更契約の議案の内容ですが、6月通常会議で撤回したものと同一内容のものを提案させていただきます。

以上です。

委員長 : これより質疑を行います。

佐藤敬一郎委員。

佐藤(敬)委員 : 今、建築工事はどの辺まで進んでいるのですか。

委員長 : 菅原大東支所長。

大東支所長 : 建築工事については8割程度の進捗状況となっております。

委員長 : 佐藤敬一郎委員。

佐藤(敬)委員 : そうしますと、上の部分はもう出来上がったということですね、屋根の部分とか。

というのは、太陽光発電のパネルはどこに置くのですか。

屋根の上ですか。

委員長 : 菅原大東支所長。

大東支所長 : 太陽光パネルは屋根の上に設置することになります。

委員長 : 佐藤敬一郎委員。

佐藤（敬）委員：そうしますと、8月末辺りからもう太陽光発電のパネルは設置できるということなのですか。

委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：太陽光発電につきましては、契約してから申請手続等もごございますので、始まってすぐの設置とはならない見込みです。

申請等に時間がかかるということを伺っておりました。

委員長：岡田委員。

岡田委員：この工事が再開できるということで安心しているのですけれども、この間約1か月ですか、工事が中断したということで、工事を請け負っていた業者の方々の影響とか、今どういようになっているのか、つかんでいけばお伺いしたいと思います。

委員長：山谷大東支所産業建設課長。

大東支所産業建設課長：工事中止に伴う影響ですけれども、建築業者からは9月末の決算ということもありまして、その関係で赤字の決算を見込んでいると。

それから技術者の拘束期間の延長ということで、次の請け負う受注工事の影響なども出てきているというようなことを伺っております。

委員長：岡田委員。

岡田委員：そうした影響に対する何か対策というのは検討されているのでしょうか。

委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：工事中止に伴う国のほうのガイドラインというのがありまして、中止に伴う経費、再開に伴う経費等についてはそのガイドラインに従って業者と協議して支払いを進めていくというようなことになっています。

委員長：岡田委員。

岡田委員：ある程度の支払いが国のガイドラインによってあるということなのですが、具体的に話せるのであれば大体どういう状況か、何割とか全額とか。

実際にこの渋民バイパス道の駅に関わった業者というのはどのくらいいらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：ガイドラインに沿った請求については中止期間が確定してからの積算となりますので、ちょっと具体的な数字というのはまだ押さえていないところです。

関係業者というのは下請業者も含めてということでしょうか。

委員長：岡田委員。

岡田委員：具体的には現場の状況は分からないので、答弁できる範囲内で構いませんので教えていただければと思います。

大東支所長：結局元請けになった建築については三ツ矢建設さん、電気については電友社さん、機械設備については永沢水道さん、あと外構工事については小山建設さんの4社の方に請け負っていただいています。

委員長：猪股委員。

猪股委員：8月6日に変更契約で、9月通常会議で予算の増額並びに必要としない場合も含めての補正予算対応ということになるのですけれども、これちょっと私もよく分からない部分があるのですけれども、当然変更契約をすれば予算もある程度変更になるということが想定される中で、6日で工期だけの変更契約で、9月で予算、ちょっと中身はいろいろ違う部分があって、状況によって違う部分はあるのでしょうかけれども、予算の変更の変更契約というような二段構えをする理由を確認をしたいと思います。

委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：8月6日の工期の延長の変更契約については、1か月ちょっとの中止期間の分の延長のみとなります。

9月通常会議のほうでは先ほど話に出た中止期間の工事中止にかかる費用等を入れた工事費と契約期間を含めた変更内容の提案となる予定です。

委員長：猪股委員。

猪股委員：これは一般的な進め方なのですか。

1回にできないのかと、何となく思うところもあるのですけれども、そこら辺は何か理由があるのですか。

委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：先ほどお話しした国のガイドラインに沿った形で事務を進めております。

委員長：猪股委員。

猪股委員：あとガイドラインの、ちょっと私も分からない部分で確認なのですが、ガイドラインの中には工事中止が出た場合は工期のみの変更を最初に変更契約して、その後、額が確定して変更契約をするというようなガイドラインがあるということで認識してよろしいですか。

委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：以前、先ほどもお話ししましたが、工事を再開しないとその中止期間の分の費用の算定等ができませんので、工事を再開してからの協議となります。

委員長：猪股委員。

猪股委員：よく分からないようなところもありますけれども、取りあえずは了解しました。

委員長：小山委員。

小山委員：官製談合によって中止になったのですが、その相手方というか受け取った業者に対する賠償とか、そういう関連する、仕事が遅れたとかそういうことで、その業者に対する処分はただ停止とかあれなのですが、それに対する賠償とかそういうものはどういふようになるのでしょうか。

委員長：菅原大東支課長。

大東支所産業建設課長：先ほどから何回か出ていますけれども、国のほうのガイドラインでいずれ中止にかかる費用、再開にかかる費用等を積算して協議するということになっていきますので、それに従った処理になるかと思えます。

委員長：小山委員。

小山委員：そうすると国のガイドラインによってその業者のほうに請求するということであろうし、あとは何ていうかな、工事が延びたことによる大本というか、株式会社三ツ矢建設工業とかの関係者に対する補償は補正予算とかそういうもので賠償するという形になるのですか。

委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：賠償というより工事費の中に積算するというような形になります。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：工期の表についてですけれども、今日の資料で工事中断していたのがまず7月の1か月ほどということなのですが、この施設建設が6月11日の資料だと9月25日に完了をするのが、今日の資料ですと12月中旬ということで、中断した期間が前回よりも延びている理由ですね。

あわせて外構工事についても延びていますし、備品購入についても期間が大幅に延びていますけれども、それらの理由というのはどうしてなのでしょう。

委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：建設工事につきましては、結局現場が再開したからといってすぐそろわないということで、体制を整えるのにも1か月以上はかかるというようなところもありまして、工期のほうは12月までということで業者との打合せの中で確認しております。

外構工事につきましては、大体建設工事のめどが立った後に現場に入ることになるのですけれども、冬場ですので、舗装工事等冬場は難しい状況も出てくるということで3月までという工期にしております。

備品購入についても建築の進捗状況に応じた進め方になるかと思えます。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：当然その分の工事費というか金額に影響してくるというように認識してよろしいのでしょうか。

委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：工期の延長分についても工事費のほうに積算されるということになります。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：先ほどから各委員がいろいろ聞いているのは、工事が再開されてからそのガイドラインに沿って計算するのだというような話だけれども、実際はもう計算終わっているのでしょうか、大体の額がどのように増えるのかというのは。

さもそれが始まらないとその工事費も何も示されないというような答弁をさっきおっしゃったけれども、実際にはもうそういった計算できているのでしょうか。

どうなのですか。

委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：現場を中止する際の費用とかいろいろ会社のほうでは計算はしているかと思えます

けれども、いずれ工事の中止期間が確定しないとその辺の計算が、協議が始まらないというような状況です。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：8月6日に工事を再開するという計画なのでしょう。

8月6日というのはもう決まっているのでしょうか。

明日の5日の議会が終了すればもう6日にやるよとなっているのだから、その辺のことをもう具体的に進めなければいけないこともたくさんあると思うのだけれども、ちょっと後手後手ではなくて、その辺の額を示さなくてもそのように準備しているということだけは委員の人たちに認識してもらわないといけないのではないのですか。

さも6日にならなければ物事が進まないような答弁だとそれではうまくないと思うし。

もう一点、ラミナ材のほうについての影響はなくなったのですか。

せめてラミナ材については、納入は完了、全て製品として完了になってるわけだ。

その確認をお願いします。

委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：工事の再開に伴う経費等についてはですけれども、いずれ中止期間中も業者さんと工程会議等を開きながら事務処理については相談させていただいております。

ラミナ材については予定どおり納入になっております。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：最後に、先ほど9月決算の会社が赤字になるというようなことを申されたけれども、市のほうでそういったことに対する何とか責任というか、瑕疵というわけではないけれども、何か考えて、相手業者に対しての対応というのは考えているのですか。

もうこれはその業者にとってはそれこそ切実な内容だと思うのだけれども、決算を赤字で迎えなければいけないというような状況があるとすれば、やはり市としての責任も考えないといけないのではないかと思うのだけれども、その辺は何か協議しているのですか。

委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：具体的な協議はないですけれども、その辺についても業者と協議しながら進めていきたいと思っております。

委員長：この際、委員として質疑をしたいので、暫時、副委員長と交代いたします。

副委員長：それでは暫時、委員長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

質疑を行います。

小野寺委員。

小野寺委員：前回のこの委員会で厨房設備は当初契約の段階では外して発注していると。

それから太陽光・自家発電設備についても外して発注しているという説明を受けたわけですが、そもそもこの基本設計、実施設計はどこでいつ担当して、そして去年の9月に契約議案を提案した際はどのような考え方でやったのか。

要するに基本設計に入っていたとか入っていないまま実施設計に入っているけれども、契約の際は外して契約したのか、その辺の流れについてちょっと確認しておきたいと思えます。

副委員長：山谷大東支所産業建設課長。

大東支所産業建設課長：まず基本設計の分からですが、令和3年度から令和4年度にかけて実施しております。

それを受けて今度は実施設計に移って、それは令和4年度から令和5年度の令和5年5月まで委託して実施しております。

その中には太陽光発電とか含まれた電気設備工事とか、あとは建築工事においては厨房設備等も入った実施設計の成果品といいますか、それでまず設計書は作成していただいております。

副委員長：小野寺委員。

小野寺委員：設計書はそういうように作成して、契約する段階で外したというのは、予算が不足したからそういうような契約の仕方をしたのか、そして追加工事でまだ出てきていないようですが、今回一部は出てきているのですけれども、太陽光とか自家発電はまだこれからの契約になるようだけれども、その辺の関係についてはどのようになるのかお伺いします。

副委員長：山谷大東支所産業建設課長。

大東支所産業建設課長：太陽光関係ですけれども、先ほどちょっと説明しましたが、電気設備工事の交付金と太陽光発電設備工事の交付金が違っているということで、まずは分けて最初から発注するというので進めておりました。

それから、建築工事の部分の厨房設備については、前回の常任委員会でもちょっと説明しましたが、レストランの運営主体が建築工事発注の際にまだ確定していなかったということもありまして、まずは厨房機器については後戻りしないように1回除いた部分でまず発注して、運営主体と内容が確定したらまず追加で、今回8月5日の8月臨時会議で提案しますけれども、追加で変更契約するというような流れで進めてまいりました。

副委員長：小野寺委員。

小野寺委員：何かちょっと話は分からないのですが、実施設計に入っている金額に基づいて契約してなくて、要するに今回の組立ての厨房とか、あとこれから出てくる太陽光・自家発電工事については、追加でまた予算化して発注するというように聞こえてくるのだけれども、そうすると当初予算が実施設計に基づくような契約の内容になっていないという捉え方でいいのかどうか。

小野寺委員：菅原大東支所長。

大東支所長：予算については継続費で行っていましたが、厨房機器も含めた建設設備、あと太陽光発電も含めた内容で予算のほうは継続費として措置しております。

副委員長：小野寺委員。

小野寺委員：前回も聞いたけれども、当初に入っている分と今後追加する分の差額の部分というのはどのような数字になるのかというところを、前回の委員会の最後のほうに聞いたのだけれども、その答弁はなかったわけですが、その辺についてはどのように整理しているのか確認しておきたいと思います。

副委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：いずれ最初から予算については厨房機器、太陽光発電を含めた形で措置しておりますので、現計の予算内で対応可能となっております。

副委員長：小野寺委員。

小野寺委員：何回も聞いているのが、予算は厨房設備も太陽光も入っているという形で予算化になっているのだけれども、実質的には契約の段階で外しているというのは、では予算が余っている状態なのか、それとももう予算ぎりぎり、外さざるを得ないのかその辺がちょっと見えないので、その辺の説明をもう一度。

副委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：予算についてはそういった全体を含めた形で予算化しておりますので間に合っております。

副委員長：小野寺委員。

小野寺委員：今回契約変更をしたというのは要するに当初というか、去年の発注段階の予算の部

分で追加というか変更額が決まる、ここで4億5,000万円の現契約に対して8,400万円増額するということなのだけれども、その増額分についてはもう当初予算に入っている、当初の計画の段階で入っているという捉え方なのかどうか、そこを確認したい。

副委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：当初の予算に今回の増額分も含めて予算化されております。

副委員長：小野寺委員。

小野寺委員：実質的に基本契約しているわけだけれども、予算の繰越しをしている繰越額については、今回変更する内容とその額が一致しているのかどうか。

副委員長：小野寺農林部長。

農林部長：予算は前年度からの繰り越しした額なので、今回の変更契約の額と必ずしも一致しているというわけではなくて、予算のほうがこの変更契約の額を当然上回った額となって繰越ししております。

副委員長：小野寺委員。

小野寺委員：太陽光・自家発電設備も同じような考え方で繰り越しているという捉え方でいいのかどうか。

副委員長：小野寺農林部長。

農林部長：そのとおりでございます。

当初、実施設計には含まれていた厨房の分の工事と、それから太陽光発電と蓄電池もあったのですが、それは別に契約をしなければならないということで、まず一つは、厨房の工事についてはまだレストランに入る業者といますか、どういった運営をするかが決まらないのでそれはまず外しましたということです。

それから、太陽光発電と自家発電の分は別な交付金を充てるということになりましたので、これも一旦、本契約からは外したという状態で契約を結んだというような状態になります。

それで、今年度改めて二つ追加をして、変更契約ということになりますけれども、それに加えまして、今回は厨房の機器の分の設置工事も合わせておりますので、要素とすれば大きく言えば三つの要素が変更契約の要素というようになっているものでございます。

副委員長：小野寺委員。

小野寺委員：そうしますと、この先ほど説明があった今後のスケジュールで、9月通常会議で工事中止に伴う費用については当然ガイドラインを伴ってその間の期間延長した分の請負業者に対する補償というのは当然出てくるはずですが、それは予算の中で間に合うかどうかというのは整理されているのかどうか。

副委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：工事中止に伴う経費については、これから業者のほうと協議して進めることとなりますので、それを見てからの対応となります。

副委員長：小野寺委員。

小野寺委員：そうすると9月通常会議ではさらに工事の請負契約の変更の議案が出てくるという捉え方でいいのかどうか。

副委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：1,000万円を超える場合については変更契約の議案として提案することになると思います。

副委員長：小野寺委員。

小野寺委員：契約議案の変更というのは、当初契約の部分に対するあれではなくて、契約金額の額によって議会に諮るかどうかというのが決まっているのかどうか、その辺伺います。

副委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：変更議案として議案に提出する分については、1,000万円を超える額の場合に議案として提案することで、それ以下については専決処分として直近の議会で報告するというようになります。

副委員長：小野寺委員。

小野寺委員：それから、岩手県の事業も市で実施して後から岩手県から負担をしてもらうという組立てになっているようだけれども、今回の契約変更に伴って岩手県の負担の割合が変わってくるのかどうか、率が変わるのか、全く変わらなくて増額になった、当初契約の率と同じ増額分の率でいくのか、その辺の確認をしたいと思います。

副委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：岩手県の負担金につきましては、それぞれの施設についてはそれぞれ100%負担しますし、共有部分については面積割合で負担するということになっていまして、負担割合は変わりません。

ただ、今回金額が変わりますので、それぞれの部分でどれくらい金額が変わるかというところで、率は変わりませんが、負担する金額は変わってくるかと思えます。

副委員長：小野寺委員。

小野寺委員：そうすると、その点についても9月通常会議の変更契約をする時点で確定するという捉え方でいいのか、後でさらに契約変更なり清算に伴ってこの負担の割合の額が変わってくるのかどうか、その辺確認します。

副委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：いずれ工事費の額が変わればその負担金の額については岩手県と協議した上で決定することになりますので、それを経ての変更となります。

副委員長：それでは委員長と交代いたします。

委員長：小野寺農林部長。

農林部長：発言の訂正をお願いしたいと思います。

私、先ほど厨房の工事と、それから機器の設置工事と、それから太陽光パネルを同じ契約のようにお話ししましたが、今回の提案する建築工事の部分については、太陽光パネル以外の厨房の部分だけでございましたので、訂正させていただきたいと思えます。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：先ほどの工事遅延に伴う損害の業者と協議して決めていくということなのですが、金額の確定の目途をお聞かせください。

委員長：小野寺農林部長。

農林部長：業者からは工事中止に伴って割増しになった分の経費について、あらかじめこういった経費をまず出していただきたいというお願いをしております。

それで、出していただいたものと数量によって設計を、もう一回組み直しまして、こういった額だと、もともとの請負契約に、請負率に当てはめまして、こういった額になりますということで業者に協議します。

それがいつまでかということになりますと、できるだけ早くというようなことでお願いしております、今の時点でいつというようなことで日にちが確定したものはないところでございます。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：なぜお伺いしたかというのは、先ほどこの工事遅延で9月決算で赤字になる事業者が出るというお話がありました。

決算にその金額を実際払う、払わないは別にしても、金額確定していれば業者としては未収金計上してその分で赤字の圧縮につなげることができるのですよね、会計上ね。

そういった意味でお伺いしましたので、そこは幾らかでも赤字の圧縮になるように、そういったように取り組んでいただきたいということでございます。

これは意見でございます。

委員長：猪股委員。

猪股委員：再度の質問になりますけれども、今回、厨房とか、あとは太陽光とかいろいろ備品も含めて変更契約の形でやるということなのですけれども、そもそも契約の仕方として実施設計に入っていてそれを抜いた分で契約をしていて、今度はそれを変更契約で追加するというになると、一番最初の契約の仕方として、例えば自分のところはどういうところが得意だとか、得意なところがあるのだけれども、それだけ抜いて契約になってちょっと安くはできなかったというようなこともあるのではないかと思います。

まるっきり分離して発注するのであれば理屈は立つのかもしれませんが、変更契約で持っていくということが最初の実施設計が入っている中で分離発注をして、後で変更契約で入れるということの契約として適正なやり方なのだろうかと思うところもあるのですけれども、そこら辺の見解はどうなのでしょう。

委員長：小野寺農林部長。

農林部長：適正だったかどうかということでしたけれども、発注する側とすれば、工事を発注する時点で厨房の中の造りをどうしようにしたらいいかというのは、厨房に入る業者のレストランの形とか、どういったようなメニューを提供するかというのが決まっていなかったものですから、それをまず外しました。

妥当だったかどうかということからすれば、ちょっとそうせざるを得なかったということになるかと思えます。

ただ、それに伴って業者はその追加で変更で厨房の中身を決まったから発注しますということになりますと、もう一回部材を発注し直したりとかそういったような手間は確かにかかることにはなりました、それを決まった工期の中で調整してくださいというのはなかなか厳しいかもしれませんが、そういったような条件で最初に応札をしていただいたということですので、対応は可能だったというようには考えております。

委員長：猪股委員。

猪股委員：適切かどうかというような部分については様々な要因があつて判断をした中での決定事項だったということなのでしょうけれども、一般的というか、契約を進めるというようなことであれば、確かに今おっしゃられたように中身が決まっていないというような部分はあるので、その部分はやむを得ないのかと思うのですけれども、ほかの部分というのは分離で契約というか同じ業者でなくてもいいのかというようなところもあるのですけれども、ちょっといろいろ面倒くさいところも出てくるかと思うのですけれども、やはり契約の仕方としてどれが適切だったか、妥当だったかというような部分についての検証というのをしながら、今後その契約に当たって参考としていただくような対応をしていただければと思っております。

これは意見です。

それからもう一つ、ちょっと後戻りして申し訳ないのですけれども、私としては最初その変更契約の部分ですか、工期が延びると分かっている増額になるという要素があるにもかかわらず金額は同じだというような変更契約というのはあり得るのかと思うところもあります。

そこら辺の見解というのはどうなのですか。

順番としてのやむを得ないというようなことにもつながってくる部分があるのでしょうけれども、契約延長をしたという事実がある中で、契約金額が同じだという理屈というのが果たして立つのだろうかというような、ちょっと遅くなるかもしれませんけれども、1回に出すというのが一般的な在り方なのではないかと思う気もするのですけれども、そこら辺の見解はどうなのでしょう。

委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：たまたまといいますか、今回変更契約のタイミングと一緒にってしまったので、どのやり方が適正かというのはあるかと思っておりますけれども、契約期間中に工事中止が入ればまず中止になった期間を延長するというような流れですので、その中でまず一旦中止になった期間を延長して、改めて中止にかかる分についてはまた後日という、次の契約変更でということの進め方が国のガイドラインになります。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：いずれ道の駅は非常に住民の方も市民の方々もそれぞれ期待しているというか、オープンに向けて本当に期待を持てる施設だということで待ってたはずですし、そこにラミナ材の発注が云々かんぬんで工期が遅れたとか、あとは官製談合があったとかで、逆に逆に市民の方々が気にしている施設であります。

そういった意味からすると、市としてオープンまでもっともっと真剣にという言い方はおかしいのですけれども、その辺の取組については本当に周りに配慮しながら関係業者

もだけれども、そういった事業を最後まで持っていかないと駄目だと思うのです。

書いているとおりのもので事を進めるといふことよりも、業者への説明やら市民への説明やら、そういったところはもっともっとやはり当局側として考えていかなければいけないのではないかと。

単なる一般事務の執行と違ってその辺については十分考えていかないといけないと思うので、これは私の要望でございますけれども、部長、その辺の考え方はどうですか。

委員長：小野寺農林部長。

農林部長：おっしゃるとおりです。

請負業者には建設部長をはじめ、関係職員が回って事情を説明して、謝罪やらお願いやらして回っておりました。

それから再開に当たってもいつから再開の予定ですということで、業者の事情とか、それからかかる経費といったようなことを聞き取りしてまいりました。

あとは来年4月のオープンに向けての生産者の皆さんに対しては、こういった事情で中止して、検証が済んだら再開しますというような事情をお話ししまして御理解をいただいたところです。

生産者の方は来年4月のオープンに向けてもうこれから作付をするというお話をいただいております。

4月のオープンには是が非でも間に合わせるように工事を進めたいということで、工程の調整とか何かを今詰めようとしているところでございまして、そういったような取組をしているところでございます。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：そのとおり、もうスケジュールが決まってくればそのとおりやるのが当たり前だけれども、もっともっとそっち側、指定管理の予定もあるようだし、そっち側に寄り添ったような格好でのやはり進め方をもっともっと当局側のほうで、市のほうでやはり意識すべきだと思います。

単なる金額の話、期間の話だけではなくて、できたからいいではなくて、その辺も完成に向けてのやはりそういったものに寄り添い方を少し市としてもよくよく考えていかなければいけないのではないかと思います。

要望です。

委員長：岡田委員。

岡田委員：工事再開されるということで、ラミナ材の発注ミスから始まったことなのですからけれども、これからは太陽光パネルや厨房を発注されると思うのですが、その市側といいますか、担当部署のチェック機能ということがいろいろ検討されていると思いますが、具体的にどういう体制で臨むかというのがあればお伺いしたいと思います。

委員長 : 小野寺農林部長。

農林部長 : 発注についてはほぼ終わっていると思いますので、あとはその変更契約なり、新たに契約をする太陽光発電とか蓄電池関係のものを除いては、建築関係については大体発注終わった後はその納品の調整とか、そういったようなことになろうかと思えます。

チェックについては、技術職員でチェックする分と、それからスケジュールなんかであれば事務職員でも調整するわけですけれども、そういったようなそれぞれの工程のすり合わせですとか、部材の発注具合とかそういったのは工程会議に定期的に行っていますので、そういったような中で、全員で関係する業者、それから関係する技術職員、事務職員と併せて工程会議の中でチェックしていくというようなことになろうかと思えますが、こういったことはこれまでもやってきたのですけれども、さらに確認し合うというようなことかと思えます。

委員長 : ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ質疑を終わります。

以上で、(仮称)国道343号渋民バイパス道の駅の整備についての調査を終わります。  
農林部長、大東支所長をはじめ、職員の皆さんにはお忙しいところありがとうございました。

職員退席のため休憩します。

( 休憩 16 : 20～16 : 21 )

委員長 : 再開します。

次に、その他ですけれども、皆さんから何かありますか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、その他を終わります。

本日予定しておりました案件は以上であります。

これをもちまして、本日の委員会を終了します。

御苦労さまでした。

(午後4時22分 終了)